

# 電気通信事業法の一部を改正する法律案の概要

---

令和4年4月15日  
電気通信事業ガバナンス検討会  
事務局

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる。

## ①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。  
※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

## ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。  
※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。  
※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

## ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。
- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

## ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保 (利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度整備)

大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者を中心に、諸外国における規制等との整合を図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するための新たな規律を整備。

### 【現状・課題】

### 【規律の内容】

#### 利用者情報の 適正な 取扱い

- デジタル変革時代のイノベーションを促進するため安心・安全な電気通信サービスの確保が不可欠
- 諸外国の法的環境の変化、サイバー攻撃の複雑化により、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供の確保が急務
- 特に、大量の利用者情報を取り扱う事業者には一層の高い信頼性の確保が必要

#### 利用者の 情報の 外部送信

- 利用者がアプリやwebサイトを利用する際、タグ等により、利用者の意思によらず第三者に自身の情報が送信されている場合がある

### 1. 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者(例:利用者数1000万人以上)に対する義務

利用者情報を守るための必要最小限の規律

効果

- ・利用者情報※の取扱いに関する社内ルール(取扱規程)の策定、利用者情報の取扱方針の公表等  
(記載事項例:安全管理の方法等)
- ・利用者情報の取扱いに関する自己評価、取扱規程・取扱方針への反映
- ・利用者情報の統括責任者の選任等

電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となる

自らPDCAを実施して、各事業者の実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保

全体的観点からの適切な判断や、情報漏えい時の迅速な対応が可能となる

※ 利用者に関する情報のうち、通信の秘密に該当する情報、役務契約を締結又はID等により利用登録をした利用者の情報を想定。

大規模な検索サービスまたはSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

### 2. 電気通信事業者※に対する義務

- ・利用者に電気通信サービスを提供する際に、情報を外部送信する指令を与える電気通信を送信する場合、確認の機会を付与

利用者が意図しない情報の外部送信がなくなり、利用者が安心して電気通信サービスを利用することが可能となる

※ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)を営む者を含む。利用の状況からみて利用者に与える影響が少なくない者に限る。

## 電気通信事業を営む者 (= 電気通信事業法の対象範囲)

### 電気通信事業者 (登録・届出 要)

利用者の利益に及ぼす影響が大きい **大規模な電気通信事業者**  
※ 要件を満たす**大規模な「検索」**及び**「SNS」**を新たに電気通信事業者とする

左記以外の  
電気通信事業者

その他の電気通信事業を営む者  
(登録・届出 不要)

※ 検索、SNS、オンラインショッピング  
モール、掲示板、オンラインオークション  
等が含まれる。

#### 取扱規程

##### ● 利用者情報<sup>(※1)</sup>の取扱いに係る取扱規程の策定・届出

✓ 安全管理、委託先の監督、取扱方針、自己評価に関する事項等を記載

担保措置：変更命令・遵守命令等

#### 取扱方針

##### ● 利用者情報の取扱いに係る取扱方針の策定・公表

✓ 取得する利用者情報、利用の目的、安全管理の方法、営業所の連絡先等を記載

担保措置：業務改善命令等

#### 自己評価・反映

##### ● 毎事業年度 情報の取扱状況を自己評価、取扱規程・方針に反映

担保措置：業務改善命令等

#### 統括責任者

##### ● 上記事項の統括責任者の選任・届出、職務遂行義務

✓ 管理的地位にあり実務経験のある者から選任、誠実な職務遂行義務等

担保措置：業務改善命令等

※1 利用者に関する情報のうち、①通信の秘密に該当する情報、②役務契約を締結又はID等により利用登録をした利用者の情報を想定。

なし

(自主的な取組のみ)

##### ● 利用者に関する情報<sup>(※2)</sup>を外部送信させる場合に確認の機会を付与 (※利用の状況からみて利用者に与える影響が少なくない者に限る)

✓ 送信先等を当該利用者に通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを実施

担保措置：業務改善命令等

※2 利用者の端末に記録された当該利用者に関する情報(氏名などの個人情報、閲覧履歴などの利用者の行動履歴に関する情報などが該当、ただし、電気通信サービス利用に必要な情報 (OS情報などを除く。))

### ○ 通信の秘密の保護、検閲の禁止

利用の公平、事業の登録・届出、提供条件の説明、業務休廃止の周知、事故の報告義務等

利用者情報の適正な取扱い

外部送信

参考  
(既存  
規律)

## ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保 (電気通信サービスの停止に関するリスクの対応に係る制度整備)

事業者間連携によるサイバー攻撃対策や事故報告制度について、電気通信役務の安定的な提供の確保を目的とした規律を整備。

### 【現状・課題】

### 【規律の内容】

#### 事業者間連携によるサイバー攻撃対策

- サイバー攻撃では、指令元、攻撃元、攻撃先が複数のISPにまたがる場合が多く、ISP間の連携協力が必要

- ・ これまではサイバー攻撃の発生後に限られていたISP間の情報共有や分析をサイバー攻撃の発生前にも実施できるようにするための環境を整備

ISP間の連携が促進され、より機動的なサイバー攻撃対策が可能に

#### 重大事故等のおそれのある事態の報告制度

- 電気通信サービスの事故原因が多様化※  
※ 設備の設定(通信経路等)の誤り、他者の提供する設備やサービスの不具合等
- 電気通信サービスの停止が社会に及ぼす影響の増大

- ・ これまでの重大事故等が生じた際の遅滞のない報告に加え、重大事故等のおそれのある事態に関する報告制度を整備

より精緻な実態把握や原因分析等が可能となり、重大な事故等の発生の未然防止や被害軽減に寄与